

グループホームひまわりの郷

運営規程

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

社会福祉法人北叡会

江別市ゆめみ野東町1番地5

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームひまわりの郷 運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条 (目的)

社会福祉法人北叡会が設置運営するグループホームひまわりの郷（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑なサービスの提供を確保することを目的とします。

第2条 (事業の目的)

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的環境の中で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。

第3条 (運営の方針)

事業所において提供する事業は、介護保険法並びに関係する市町村・告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。

- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかり易く説明します。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供します。
- 5 常に、提供したサービスの質を管理し、内部及び外部評価を行います。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

第4条 (事業所の名称及び所在地等)

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名称 グループホームひまわりの郷 むくむく・ぽかぽか (各ユニット)
- (2) 所在地 北海道江別市上江別西町13番地3

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第5条（従業者の職種・員数及び職務内容）

本事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1人（常勤兼務）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う
- (2) 計画作成担当者 2人（常勤兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- (3) 介護職員 介護職員は、1ユニット3人以上、2ユニット6人以上配置。
介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

第3章 利用定員・サービスの内容

第6条（利用定員）

利用定員は、18名（1ユニット 9名）とします。

第7条（介護の内容）

事業の内容は次のとおりとします。

- (1) 入浴、排泄、食事、洗濯、着替え等の日常生活上の介護
- (2) 行政機関に対する手続きの代行その他社会生活上の便宜の提供
- (3) 生活リハビリテーションの積極的な導入
- (4) 医師の往診の手配とその他療養上の援助
- (5) その他相談と援助

第8条（介護計画の作成）

事業の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及び、そのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成します。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得ます。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての内部評価及び外部評価を毎年行います。
内部評価及び外部評価の内容については評価後、書面にて提示します。
新規入居の際にも前年度の内部評価・外部評価の内容を書面にてお渡しします。

第9条（利用料金等）

事業所が提供する事業の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定の代理受領サービスであるときは、その1～3割の額とします。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に不合理

な差異が生じないようにします。

- 3 前2項のほか、次に掲げる基準に該当する場合にはその定めた費用を徴収します。
 - (1) 家賃 40,000円/月
 - (2) 食材費 朝食 370円/日、昼食 480円/日
おやつ 100円/日、夕食 480円/日
(合計1日につき1,430円) 1食単位で計算を行いません。
 - (3) 水道・光熱費 20,000円/月
 - (4) 冬期暖房費 10,000円/月(10月～翌年5月)
 - (5) お小遣い・預り金委託料 1,000円/月
 - (6) その他日常生活上通常必要となる費用で、利用者の負担が適当と認められる費用の実費
- 4 月の途中における入居又は退去については日割り計算とします。
- 5 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、指定日までに受けるものとします。
- 6 サービスの提供に当たって、利用者またはその家族に対して、サービスの内容およびその費用について説明し、利用者の同意を得るものとします。

第4章 留意事項

第10条(入退去に当たっての留意事項)

事業の利用者は、要支援2及び要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号に留意しなければならないこととします。

- (1) 利用者は努めて健康に留意し、健康に異常がある場合にはその旨を申し出ること。
 - (2) 健康状態に異常があり、通院が必要と判断される場合は、利用者および家族は可能な限り協力すること。
 - (3) 浴室を利用する際は、本事業所の許可を得て、介護者の見守りや介護を合理的な理由無く拒絶することがないこと。
 - (4) 食事その他家事等には可能な限り協力すること。
 - (5) 定められた場所以外および時間外に喫煙又は飲食をしないこと。
 - (6) 暴言、暴力、泥酔など他人に迷惑をかけること。
 - (7) 自らを傷つけるなど危険な行為をしてはならないこと。
 - (8) 安全確保のために行われる介護者の指示指導に対し、合理的な理由無く拒絶することがないこと。
 - (9) 本事業所において対応困難なサービスおよび事業においては、家族の協力を求めることがあること。
 - (10) 第16条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
- 2 前項に該当する行為が改善されない場合や事項に該当した場合には、利用者および家族と協議した上で、退去してもらう場合があります。
 - 3 退去の条件は次の各号に該当する場合となります。
 - (1) 本人の強い希望、あるいは代理人となる家族等の要望
 - (2) 身辺の自立が極端に少ない方
 - (3) 極端な暴力・暴言・自傷行為等で、他者との社会生活、共同生活を送ることが困

難とされる場合

(4) 伝染病の疾患や医療的介護度が重く、入院を含む治療期間が長期間（原則1ヶ月以上）に渡ると判断される場合

4 退去に際して本事業所は、利用者および家族の意向を踏まえた上で、他の医療機関や福祉機関と協議し、可能な限り介護の継続性が維持されるよう努めるものとします。

第5章 従業員の資質向上と質の確保

第11条（従業員の質の向上）

従業員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| (2) 職種に応じた研修 | 随時 |
| (3) 運営推進会議の設置と開催 | 概ね2ヶ月に1回 |

第12条（秘密の保持）

事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守します。

2 従業員であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

第13条（衛生管理）

事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととします。

2 施設において、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

第14条（苦情処理）

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者および家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとします。

第6章 緊急時、非常時の対応

第 15 条（緊急時における対応策）

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連携をとり、適切な措置を講じます。

第 16 条（非常災害対策）

非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等と連携を図り、避難訓練を行います。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行います。

第 17 条（損害賠償）

利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。

2 前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入します。

第 7 章 その他

第 18 条（記録の整備）

事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、契約終了の日から 5 年間保管します。

第 19 条（市町村との連携）

事業所は、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

第 20 条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料、苦情処理体制、個人情報保護指針その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第 21 条（協力医療機関）

事業所は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めます。

2 事業所は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めます。

第 22 条（個人情報の保護）

事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとしします。

第 23 条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとしします。虐待防止のための事業所のあり方については別表参照のこと。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとしします）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとしします。

第 24 条（身体拘束）

事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録用紙に記載することとしします。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとしします。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとしします。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

第 25 条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとしします。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、北叡会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

別表（第 23 条関係）

委員会名	身体拘束・虐待防止委員会
開催方法	毎月 1 回（夢結路事業部内でおこなう）
虐待防止のための指針	整備済
虐待防止のための定期的研修	ジョブメドレーによるオンライン研修等
上記事項を適切に実施するための担当者	事業所の管理者

付則 この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 7 月 1 日に一部変更する。
この規程は、平成 25 年 11 月 1 日に一部変更する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日に一部変更する。
この規程は、平成 27 年 1 月 1 日に一部変更する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日に一部変更する。
この規程は、平成 27 年 7 月 1 日に一部変更する。
この規程は、平成 28 年 2 月 23 日に一部変更する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日に一部変更する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日に一部変更する。
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日に一部変更する。
この規程は、令和 1 年 10 月 1 日に一部変更する。
この規程は、令和 2 年 2 月 1 日に一部変更する。
この規程は、令和 2 年 5 月 1 日に一部変更する。
この規定は、令和 2 年 9 月 1 日に一部変更する。
この規定は、令和 4 年 1 月 1 日に一部変更する。
この規定は、令和 4 年 4 月 1 日に一部変更する。
この規定は、令和 4 年 6 月 1 日に一部変更する。
この規定は、令和 5 年 4 月 1 日に一部変更する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日に一部変更する。
この規定は、令和 6 年 10 月 1 日に一部変更する。